

衛生検査所立ち入り検査点検項目と 産業医職場巡視のポイント



○皆川智子（弘前大学医学部附属病院 検査部）

* 臨床検査制度管理事業の一環として、医師及び検査技師を対象とし、昭和50年度から続く、本研修会で講演でき感謝します。
本日ご参加の皆様、誠にありがとうございます。

COI開示：本講演に関連し、開示すべき利益相反(COI)関係にある企業、法人組織や営利を目的とした団体はありません。

本日の内容

1. 衛生検査所立ち入り検査点検項目

衛生検査所指導要領

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000911181.pdf>)

2. 産業医職場巡視のポイント

- ・ 特殊健康診断
- ・ 産業医職場巡視による指摘事項
- ・ 作業環境測定
- ・ 化学物質等の取扱い

3. 検体検査管理加算(IV)

日本医師会臨床精度管理調査



公益社団法人 日本医師会

臨床検査精度管理調査

HOME

臨床精度管理調査の
意義

総合案内

FAQ

リンク

お知らせ

お問い合わせ

情報の取り扱いについて



PDFファイルをご
覧いただくには、
Adobe Readerが
必要です。

臨床精度管理調査の意義

近年、臨床検査の国際的な動向を見ると標準化が一層広がりを見せ、精度管理を含めた臨床検査室の質的向上が求められてきております。

臨床検査が発展する中で、より優れた試薬、機器が多数開発されておりますが、臨床検査を受ける患者にとっては、どの医療機関で検査しても同じ検査結果が得られることが理想であります。

医療サービスの観点から、また国民のニーズに対応した良質で効率的な医療を提供する意味においても各医療施設間の検査結果は相互に活用できるものでなければなりません。今後は益々、医療情報提供のニーズが高まって参りますので、検査の精度の向上並びに標準化を推進していかなければなりません。

日本医師会におきましては、学術専門団体として、診療の用に供する臨床検査の質の向上をいち早く提唱し、昭和42年から臨床検査精度管理事業を開始致しました。

臨床検査結果は直接、間接に健康状態、病態を如実に反映し、誤った検査結果は診断の遅れ、誤診に繋がることが少なくありません。従いまして、臨床検査は、可及的迅速に正しい結果を得て、臨床的に有用な医学的解釈が添えられるよう関係者により最大限の努力がなされています。その結果は医師ならびに保健・医療担当者の高い信頼を得て、患者等のケアに有効に反映されています。しかし、医学の日進月歩に併せて、常に継続した精度改善に努めるための一つの方策として定期的に外部精度管理調査への参加が必要であります。

※臨床検査室：ヒトの生体または検体を用いた臨床検査を日常業務として実施している機関を総称する。病院・診療所・療養型施設等に付設する検査室はもとより、医師会立臨床検査センター、登録衛生検査所、健診センター、などの独立した検査室も含む。

大・中・基幹病院
ばかりでなく小病院
衛生検査所
メーカー等が参加する
日本最大規模の
臨床検査精度管理調査

日本の臨床検査の現状
を反映している
外部精度管理の1つ

特殊健康診断

受診が義務づけられている健康診断

【受診対象者】

- ①放射線業務従事者
- ②鉛取扱業務従事者
- ③農薬等有機りん剤取扱業務従事者
- ④有機溶剤取扱業務従事者
- ⑤特定化学物質等取扱業務従事者



産業医職場巡視による指摘事項

- ・ 棚等が固定されておらず，転倒による怪我や速やかな避難の支障とならないか
- ・ 通路床に転がしでコード，ホース等が渡され，断線，漏洩，転倒の恐れがないか
- ・ 通路幅が80センチ以下と狭く，速やかな避難の支障となる状態ではないか
- ・ 防火戸・誘導灯・消火栓口付近の物品置き等で，有事に稼働できない状態ではないか
- ・ 室内に多くの物品が置かれ，有事に転倒，物品散乱で避難の支障とならないか
- ・ 棚の上部に重量物があり，落下による怪我や避難支障の恐れがないか

作業環境測定

- (1) 第1種及び第2種有機溶剤の使用量が基準値以上（有機溶剤中毒予防規則第二条）並びに、第1類及び第2類特定化学物質を取扱うときは、囲い式フードの局所排気装置（ドラフトチャンバ）を使用しなければならない。
- (2) 特別管理物質であるベンゼン等を取扱うときは、ドラフトチャンバの中で行い、かつ直接接触しないようにしなければならない。
- (3) ドラフトチャンバの排気能力は、有機溶剤を使用する場合は、フードの開口面で制御風速0.4m/s以上でなければならない。特定化学物質の場合は、0.5m/s以上又は法令で定める濃度以下で使用しなければならない。
- (4) 保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具（マスク）、保護手袋を常備し、必要に応じてこれを使用しなければならない。
- (5) 薬品を浴びたときのための洗浄装置を設置すること。

(6) 第1種及び第2種有機溶剤，第1類及び第2類特定化学物質を使用する室は，**6ヶ月に1回，作業環境測定**を行い，管理区分の評価を行って適切な措置を講じなければならない。

(7) 有機溶剤，特定化学物質を取扱う室内で飲食してはならない。

(8) 有害物質業務に従事する職員は，特殊健康診断を受診しなければならない。



化学物質等の取扱い

- (1) 毒物及び劇物は、金属製の薬品庫に他のものと区分して保管し、必ず施錠しなければならない。
- (2) 地震等による薬品庫の転倒並びに容器の転倒、飛散及び落下を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- (3) 飲食物用の容器を毒物用容器として使用してはならない。また、毒物に使用する容器は、破損及び腐食していないものを選び、裂け目及びひび割れ等のあるものを使用してはならない。
- (4) 毒性の強い薬品を取扱う場合には、必要に応じ、**保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具（マスク）、保護手袋等を使用すること。**

検体検査管理加算(Ⅳ)の施設基準

- ・ 院内検査を行っている病院又は診療所であること。
- ・ 当該保険医療機関内に**臨床検査を専ら担当する常勤の医師**が配置されていること。
- ・ 当該保険医療機関内に常勤の**臨床検査技師が十名以上**配置されていること。
- ・ 当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

弘前大学医学部
附属病院も
臨床検査領域に
おける専門研修
プログラム
基幹施設です

新たなキャリア 臨床検査医！



「臨床検査専門医」は、
日本専門医機構の19領域の基本領域の一つ
2024年の専攻医数 **18人**
(日本専門医機構 採用総数 9496人)



あなたの手で未来の検査をつなぐ

臨床検査医学という学問分野があります。
これは、基礎医学と臨床医学を結ぶ掛け橋となる総合的な学問です。
臨床検査専門医とは、臨床検査を通して診断や治療に役立つ検査結果と関連する情報を臨床医に提供し、臨床検査全体を管理する医師のことです。
具体的には、診断コメントを作成したり、臨床医からのコンサルトに対応します。
また、臨床検査の精度、品質管理の責任を担う医師です。

臨床検査の魅力

